

第43回 契約・調達管理会議
議事要旨

1 開催日時

令和7年9月25日（木曜日）14時25分から15時00分まで

2 開催方法

オンライン

3 出席者

(1) 委員（敬称略、五十音順、○委員長）

○鵜川 正樹	鵜川公認会計士事務所／公認会計士
板倉 広泰	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部総務部シニアマネージャー
金谷 晃臣	東京都スポーツ推進本部国際スポーツ事業部事業調整第二課長
清水 俊二郎	東京都スポーツ推進本部事業調整担当部長
滝口 広子	北浜法律事務所・外国法共同事業／弁護士
藤川 太郎	一般財団法人全日本ろうあ連盟

(2) 事務局

東京都スポーツ推進本部

4 要旨

(1) 開会

(2) 議事（発言者の敬称略）

ア 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 の協賛について【資料1】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 今回付議する協賛契約候補者による申込について、デフリンピック準備運営本部にて、協賛の内容が東京2025デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること、東京2025デフリンピックの準備・運営に資することであること及び第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 協賛要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しないことの審査を行い、協賛の受入れが適当であることを確認した。

<質疑・意見など>

特になし。

イ 第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 開閉会式計画実施運営委託【資料 2】

<説明・確認>

- ・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 本案件は、令和 7 年 4 月に契約締結しており、受託事業者決定後、舞台上のトラス設置に向けて構造計算や 3D 図面等で具体的な検証を行ったところ、トラスや照明の一部が選手や観客の情報保障を行うビジョンを遮ることが判明した。そのため、情報保障を確保しながら光を使った演出を効果的に行うため、トラスではなく床面 LED の設置に変更する。

(イ) 契約金額については、738 百万円から 877 百万に増額するものであり、同一性や入札時の競争性を損なうものではないことを確認の上、契約変更を行う。

<質疑・意見など>

滝 口：床面 LED はレンタルするのか。価格の妥当性はどのように検証したのか。

担当者：LED はレンタルで調達する。同等の機材の見積もりを取得し、変更額の妥当性を確認している。

鵜 川：LED のレンタル期間はどのように見積もったのか。

担当者：事前準備や機材チェック、リハーサル、撤収に要する日数等を考慮した。

ウ 第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 大会エンブレム使用取扱規程の制定について【資料 3】(報告事項)

<説明・確認>

- ・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 本件は、第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 大会エンブレムの商業目的の使用に係る規程を制定し、東京 2025 大会エンブレムの取扱いに関して必要な事項を定めるものである。一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会が大会エンブレムの使用許可権限を有し、東京都や東京都スポーツ文化事業団が大会エンブレムを使用するにあたっては、一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会の許可を受けることで無償での使用が認められている。

(イ) 大会エンブレムの営利目的の使用については、原則認めていないが協賛企業に限り営利目的での使用を認めており、その際の使用料について、大会エンブレム使用取扱規程に定める。商業目的で商品に使用する場合の使用料は、小売価格（消費税抜き）× 製造個数 × 7 % で算定し、協賛企業がデフリンピック運営委員会へ納付する。ただし、デフリンピック運営委員会が特に認める時は、使用料を免除すること

ができることとしている。なお、景品・配布物・広告宣伝に使用する場合は無償と
している。

<質疑・意見など>

特になし。

エ 委員長によるまとめ

・契約予定案件については、各委員の意見もふまえ契約手続きを進めていただきたい。

(3) 閉会